



2013年6月28日

## 地域活性化総合特別区域計画の認定について (九州アジア観光アイランド総合特区)

本年5月13日付で九州7県及び福岡市で共同申請した「地域活性化総合特別区域計画認定申請（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業）」については、国との協議の結果、本日、計画認定の運びとなりました。

国家試験を受けることなく、地域活性化総合特別区域の特性に応じた中国語・韓国語の通訳案内に関する研修の受講により、九州域内でガイド活動等ができるようになります。

### 1. 事業の名称

地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業

### 2. 事業概要

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、福岡市、九州観光推進機構が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた、中国語・韓国語の通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）の育成、確保及び活用を図る。

### 3. 研修の募集時期 平成26年1月（見込み）

### 4. 研修の実施時期 平成26年3月（見込み）

### 5. 事業により実現しようとする内容

特区の区域内において、通訳案内士以外の研修を経た地域活性化総合特別区域通訳案内士（特区ガイド）を育成することで、九州で不足しているアジアからの観光客に対する通訳案内士を補完し、訪日外国人のニーズにきめ細かく対応できる取組を行う。

<問い合わせ先>

九州観光推進機構 企画部 砂本、迎

TEL : 092-751-2943 FAX : 092-751-2944